

- 令和2年11月の「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」の改正と合わせる形で、地域公共交通計画に国補助系統を位置づけることが補助要件化された。
- 神戸市に関する令和8年度の国補助系統として、市域を跨ぐ地域間幹線系統補助路線が6路線と、フィーダー系統補助路線が1路線ある。
- 計画の別紙として、年度毎の補助計画（補助系統の詳細等）を法定協議会において作成する必要がある。



◆ 第14回活性化協議会（書面開催） 協議事項

**地域間幹線系統・フィーダー系統にかかる地域公共交通計画別紙の作成について**

※今後、補助計画内の数値や記載内容等に、軽微な修正が必要となる場合は、事務局に一任いただくことについても、合わせて協議いただきたく存じます。

令和 年 月 日

国土交通大臣 殿

氏名又は名称 神戸市地域公共交通活性化協議会  
住 所 神戸市中央区浜辺通2丁目1番30号三宮国際ビル6階  
代表者氏名 会長 小谷 通泰

#### 理由書

本年度申請する地域公共交通計画の認定の申請において、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第17条に規定する地域公共交通計画の計画期間が、補助対象期間に満たない期間が6月以下である理由については下記の通りです。

#### 記

神戸市地域公共交通計画の計画期間は、平成29年3月から令和8年3月末となっており、補助対象期間に満たない期間が6月あります。令和8年4月以降の次期計画については、計画期間満了日までに策定することとし、認定申請いたします。

## 補助要綱規定事項一覧表

自治体名: 神戸市

計画名称: 神戸市地域公共交通計画

地域公共交通計画での記載箇所（頁）	
補助要綱第7条第1項に規定する事項	(第1号関係) 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の地域の公共交通における位置付け・役割 P. 32~33 「3.2 公共交通ネットワークの将来像」「3.3 将来像の実現に向けた基本的な考え方」
	(第2号関係) 上記を踏まえた地域公共交通確保維持事業の必要性 P. 72 「5.3. 地域公共交通確保・維持事業について」
	(第3号関係) 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統に係る事業及び実施主体の概要 P. 72~78 「5.3. 地域公共交通確保・維持事業について」
	(第4号関係) 地域公共交通計画の区域内全体における地域旅客運送サービスの利用者の数、収支、費用に係る国又は地方公共団体の支出の額その他の定量的な目標・効果及びその評価手法 P. 70 「5.1. 数値目標の設定」

### 3.2. 公共交通ネットワークの将来像

神戸の市街地は、既に鉄道駅を中心として、都市機能がまとまって立地しているコンパクトな都市構造が概ね形成されています。これを活かし、鉄道が基幹、バスが補完（フィーダー）する役割を担うことを基本とし、さらに、地域に密着した公共交通として、バスやタクシーによる地域コミュニティ交通の充実を図ります。これらの公共交通ネットワークにより、安全・安心で誰もが利用しやすく快適な交通環境を実現します。また、都心や観光地では、多様な交通手段による回遊性の向上を図り、まちの賑わいづくりを推進します。

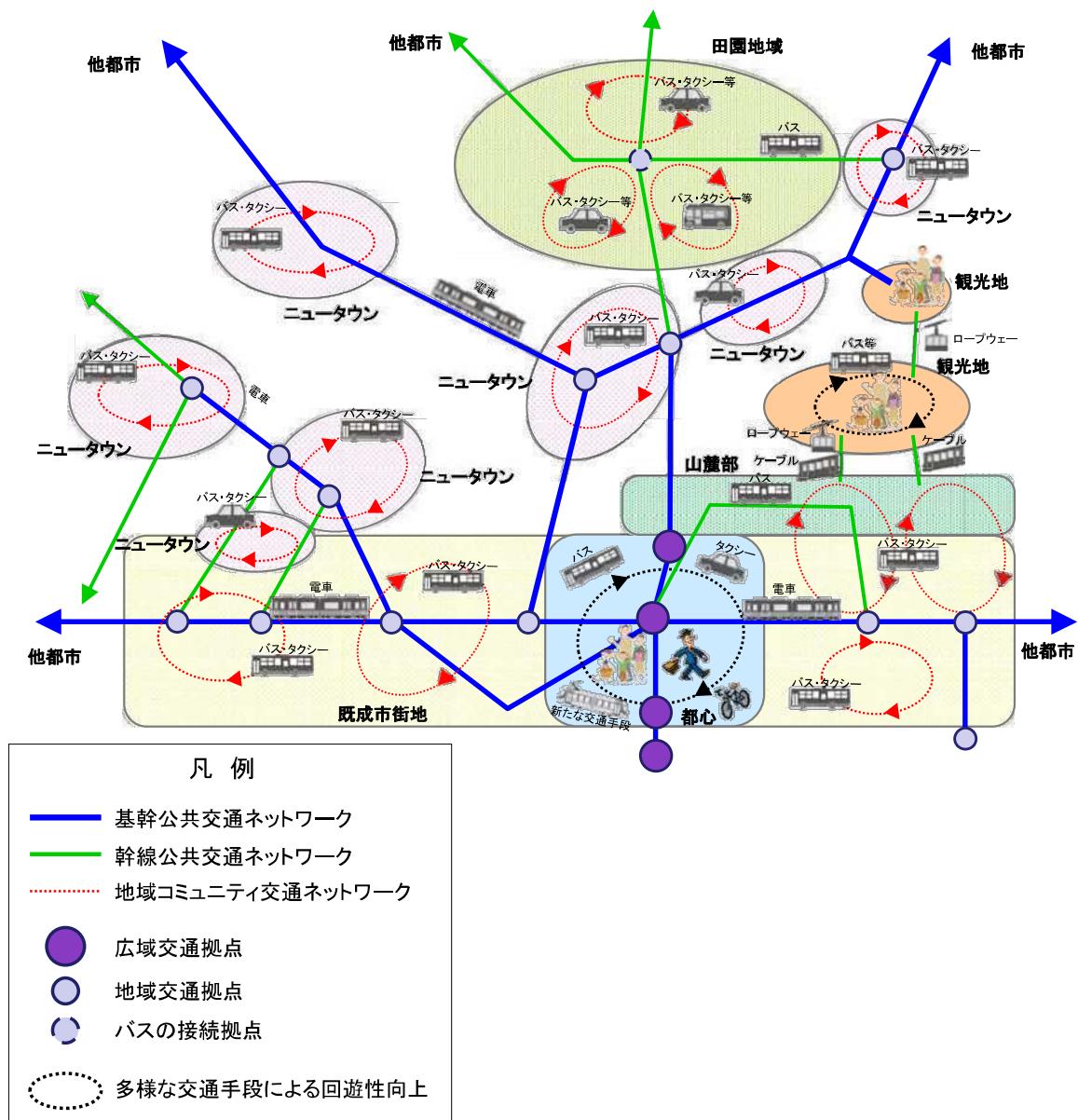


図 3-1 公共交通ネットワークの将来像

### 3.3. 将来像の実現に向けた基本的な考え方

#### 3.3.1. 階層別の公共交通ネットワーク

公共交通ネットワークの将来像の実現に向けて、公共交通ネットワークを役割に応じて「基幹公共交通ネットワーク」「幹線公共交通ネットワーク」「地域コミュニティ交通ネットワーク」に分類し、階層別の公共交通ネットワークの維持・充実を図るとともに、これらを「交通結節点」で結ぶ公共交通ネットワークの形成を推進します。

#### ■ 基幹公共交通ネットワーク

役 割	対 象
都市の骨格となる公共交通ネットワークとして、他都市及び都市内拠点を広域に結びます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鉄道</li> <li>・新交通システム</li> </ul>

#### ■ 幹線公共交通ネットワーク

役 割	対 象
基幹公共交通ネットワークを補完する公共交通ネットワークとして、都市内の拠点及び隣接市の拠点を結びます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・路線バス</li> </ul> <p>主要交通結節点間 主要交通結節点と隣接市の拠点を結ぶ路線 運行頻度の高い路線</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ロープウェー・ケーブル</li> </ul>

#### ■ 地域コミュニティ交通ネットワーク

役 割	対 象
地域の日常生活を支えるきめ細かな公共交通ネットワークとして、地域内の拠点や基幹公共交通ネットワーク及び幹線公共交通ネットワークと地域を結びます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・路線バス</li> </ul> <p>幹線公共交通ネットワーク以外の路線</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・タクシー</li> <li>・コミュニティバス</li> </ul> <p>乗合タクシー、公共交通空白地有償運送なども含む</p>

#### ■ 交通結節点

役 割	対 象
円滑な乗り継ぎや拠点機能、ターミナル機能を備え、公共交通ネットワークを結節します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広域交通拠点</li> </ul> <p>新神戸駅、神戸空港、神戸港、三宮</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域交通拠点</li> </ul> <p>地域の核となる鉄道駅</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・バスの接続拠点</li> </ul>

## 第5章 計画の推進

### 5.3. 地域公共交通確保・維持事業について

#### (1) 地域間幹線系統について

他市町に跨る地域間幹線系統は、複数地域の交流を活性化するために重要な路線です。しかしながら、自治体や事業者の運営努力だけでは路線の維持が難しく、地域公共交通確保・維持事業を活用して運行を確保・維持する必要があります。対象となる系統は、以下の通りとしますが、必要に応じて活性化協議会において見直しを行います。

No	運行事業者	運行系統名	起点	経由地	終点	補助事業の活用
1	神姫バス(株)	社～明石駅前	社	三木営業所	明石駅前	幹線補助
2	神姫バス(株)	明石駅前～名谷駅前	明石駅前	伊川谷駅	名谷駅前	幹線補助
3	神姫バス(株)	三木営業所～西神中央駅前	三木営業所	養田	西神中央駅前	幹線補助
4	神姫バス(株)	三木営業所～明石駅前	三木営業所	硯町	明石駅前	幹線補助
5	神姫バス(株)	大久保～西神中央駅前	大久保駅	岩岡出張所前	西神中央駅前	幹線補助
6	神姫バス(株)	社～三宮	社	御坂	三宮	幹線補助 ※国費のみ
7	阪急バス(株)	西宮北口～山口営業所前	西宮北口	有馬温泉	山口営業所前	幹線補助 ※国費のみ



※本計画への位置付けが必要である国の補助系統のみ記載しています。

(補助対象路線としては、他にも県・沿線市のみで補助している系統があります。)

## (2) 地域間幹線系統図（個別）

No	運行事業者	運行系統名	起点	経由地	終点	補助事業の活用
1	神姫バス(株)	社～明石駅前	社	三木営業所	明石駅前	神戸市西区と明石市及び三木市、小野市、加東市間を結ぶ路線であり、通勤・通学等の移動手段を確保するため。
4	神姫バス(株)	三木営業所前～明石駅前	三木営業所	観町	明石駅前	神戸市西区と明石市及び三木市間の移動手段を確保するため。需要に応じて社～明石駅前を短絡化し、運行している。



## 第5章 計画の推進

No	運行事業者	運行系統名	起点	経由地	終点	補助事業の活用
2	神姫バス(株)	明石駅前～ 名谷駅前	明石駅前	伊川谷駅	名谷駅前	小・中学校への通学利用をはじめ、 主に神戸市内から各鉄道駅への生 活交通を確保するため。



## 第5章 計画の推進

No	運行事業者	運行系統名	起点	経由地	終点	補助事業の活用
3	神姫バス(株)	三木営業所～西神中央駅前	三木営業所	養田	西神中央駅前	三木営業所と西神中央駅を結ぶ路線であり、沿線の学校や病院、買い物施設への移動手段を確保するため。



## 第5章 計画の推進

No	運行事業者	運行系統名	起点	経由地	終点	補助事業の活用
5	神姫バス(株)	大久保～西神中央駅前	大久保駅	岩岡出張所前	西神中央駅前	神戸市西区岩岡町・神出町と大久保駅や西神中央駅間を結ぶ路線であり、通勤・通学・買い物等の足を確保するため。



## 第5章 計画の推進

No	運行事業者	運行系統名	起点	経由地	終点	補助事業の活用
6	神姫バス(株)	社～三宮	社	御坂	三宮	三宮と三木市、小野市、加東市を結ぶ路線であり、通勤、通学等の足を確保するため。



第5章 計画の推進

No	運行事業者	運行系統名	起点	経由地	終点	補助事業の活用
7	阪急バス(株)	西宮北口～山口営業所前	西宮北口	有馬温泉	山口営業所前	有馬温泉・西宮市山口町と西宮市南部地域間の移動手段を確保するため。



## 第5章 計画の推進

### 5.1. 数値目標の設定

本計画の4つの目標の達成状況を把握するための指標として、以下の数値目標を設定します。

また、数値目標以外にも、市民のみなさまからの意見をふまえて施策を推進することで目標の達成状況を検証・評価します。

指 標	基準値	中間見直し時 (小数点第一位まで表示)	目標値
目標1 まちづくりの方針をふまえた公共交通ネットワークの維持・充実			
公共交通分担率	31% (平成22年度)	34. 6% (平成31年度)	<b>35%</b> (令和7年度)
目標2 都市の魅力を高める公共交通ネットワークの形成			
都心・観光地での交通手段利用割合 (公共交通および徒歩・自転車の利用割合)	68% (平成27年度)	71. 1% (平成31年度)	<b>75%</b> (令和7年度)
目標3 地域のくらしを支える公共交通ネットワークの形成			
地域コミュニティ交通導入の支援地区数	4地区 (平成27年度)	計11地区 (平成28～令和2年度)	<b>30地区</b> (平成28～令和7年度)
地域コミュニティ交通の1日あたりの利用者数	各地区的 乗って支える 目標	—	<b>基準値以上</b> (令和7年度)
地域コミュニティ交通の運行経費に対する市の補助率 【市街地50%、 田園75%】	市補助要綱で 定める 目標補助率	—	<b>基準値以下</b> (令和7年度)
補助対象路線の1日当たりの実績輸送量 (事業者報告書、決算報告書等の資料から算定)	15人/日・路線	—	<b>基準値以上</b> (令和7年度)
補助対象路線の収支率 (事業者報告書、決算報告書等の資料から算定)	50% (令和5年度)	—	<b>基準値以上</b> (令和7年度)
補助対象路線の経費に対する自治体負担額 (事業者報告書、決算報告書等の資料から算定)	85百万円 (令和5年度)	—	<b>基準値以下</b> (令和7年度)
目標4 安全・安心で誰もが利用しやすい交通環境の形成			
ユニバーサルデザインの推進 (鉄道車両の車内・車外案内表示の多言語化(市内で完結する路線))	35編成 (平成27年度)	56編成 (令和2年度)	<b>70編成</b> (令和7年度)
バス停留所のベンチ新設数	60基 (平成27年度)	計150基 (平成28～令和2年度)	<b>500基</b> (平成28～令和7年度)
市内公共交通機関の利用に関する市民満足度 ※5段階評価 (アンケートにおいて「満足」「やや満足」と回答した人の割合)	57% (令和2年度)	57. 3% (令和2年度)	<b>65%</b> (令和7年度)

令和7年6月 日

(名称) 神戸市公共交通活性化協議会

## 1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

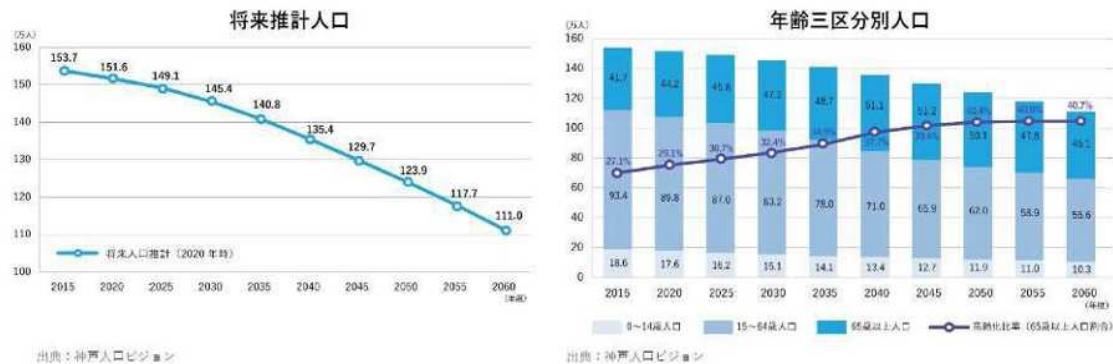
### (1) 現状及び目的・必要性

神戸市の公共交通網は、六甲山系南側の既成市街地を東西に結ぶ鉄道網と、既成市街地と郊外の市街地を結ぶ鉄道網を基幹として、これをバス路線網が補完する形となっており、特にバスについては神戸市域において多くの民間バス事業者と相互に連携しながら公共交通ネットワークを形成している。

都市間の拠点及び隣接市の拠点を結ぶ路線バスは基幹公共交通ネットワークを補完する公共交通ネットワークの役割を担っており、通勤・通学、通院、買い物等の市民の日常生活を支える不可欠な公共交通であるとともに、複数地域の交流を活性化するために重要な路線である。

新型コロナによる影響後、現在、運転手不足も深刻化しており公共交通の置かれている環境は神戸に限らず非常に厳しい状況にあり、加えて、人口が将来的に減少するという見通しの中で、人口に合わせて公共交通の利用者が減少すれば、10年後、20年後の状況は益々厳しいものになる。このような状況下において、経営状態を理由にバス路線の休止や廃止が増加すると、市内及び隣接市を結ぶ公共交通ネットワークは構築できない。

このため地域公共交通確保維持事業により、地域間幹線系統を確保維持することで、市内及び隣接市の住民の生活交通を存続させていくことが必要である。



### ② 補助対象事業者(路線バス事業)の損益状況

※表最上段 : R6 年度実績 (R5 年10 月1 日～R6 年9 月30 日)

表中上段 : R5 年度実績 (R4 年10 月1 日～R5 年9 月30 日)

表中下段 : R4 年度実績 (R3 年10 月1 日～R4 年9 月30 日)

表最下段 : R3 年度実績 (R4 年10 月1 日～R3 年9 月30 日)

(単位：億円)

区分	年度	経常収益 (a)	経常費用 (b)	経常損益 (c)	経常収支率 (a/b)
神姫バス（株）	R6	101.3	113.5	▲12.2	89.3%
	R5	92.8	107.1	▲14.3	86.6%
	R4	85.4	103.8	▲18.4	82.3%
	R3	78.6	102.4	▲23.8	76.8%

## 2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

### (1) 事業の目標

## 別紙（地域間幹線系統）

令和8年度の事業目標は、引き続き、国、県、沿線市町の地域間幹線系統補助事業を活用し、神戸市公共交通計画で定めた目標値を目指す。

指標	基準値	目標値（令和8年度）
補助対象路線の1日当たりの実績輸送量	15人/日・路線	基準値以上
補助対象路線の収支率	50%（令和5年度）	基準値以上
補助対象路線の経費に対する自治体負担額	85百万円（令和5年度）	基準値以下

※上記指標等は、地域公共交通確保維持事業（地域間幹線系統）の関連する項目のみ掲載  
※神戸市公共交通計画 P. 70「数値目標の設定」より抜粋

### （2）事業の効果

地域間幹線バス系統を維持することにより、神戸市及び沿線市の市民の日常生活に不可欠な交通手段が確保される。

### 3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

（本市の取り組み）

- ・ICTの活用による情報提供  
スマートフォンやデジタルサイネージ（西神中央駅・名谷駅）などを利用した公共交通の乗り継ぎや運行などの情報提供を進める。
- ・神戸市在住の高校生等が市内高校等に通学する場合の通学定期代を全額補助（無料化）  
2024年9月から、神戸市独自の制度として、全国初の通学定期代の無料化に踏み切り、さらに2025年度には、神戸市在住の高校生が「市外」の高校等へ通われる場合の補助内容を拡充した。

（事業者の取り組み）

- ・系統や便数、運行ダイヤの見直し

### 4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者

地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者  
(地域間幹線系統) 令和8年度（予定）

詳細は、後頁「別表1」参照

### 5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図る該当の幹線系統について、その運行に係る費用に対し、神戸市から運行事業者への補助金額については、基本的に、運行収入及び国庫補助金を運行費用から差し引いた差額を、系統キロ程に対する神戸市のキロ程の割合に応じて負担することとしている。

詳細は、後頁「別表2」参照

### 6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法

「補助対象路線の1日当たりの実績輸送量」「補助対象路線の収支率」「補助対象路線の経費に対する自治体負担額」に関し、事業者報告書、決算報告書等の資料から算定を行う。

別紙（地域間幹線系統）

7. 別表1の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要 <b>【地域間幹線系統のみ】</b>
該当なし
8. 別表1の補助対象事業の基準ニに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧 <b>【地域間幹線系統のみ】</b>
該当なし
9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 <b>【地域間幹線系統のみ】</b> 「地域公共交通確保維持事業の生産性を向上させる取組内容」を添付。すべての系統において生産性向上の取組を行い、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第7条に基づき、収支率を1%改善することを目標としている。 詳細は、後頁「別表9」参照
10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 <b>【地域内フィーダー系統のみ】</b>
該当なし
11. 車両の取得に係る目的・必要性 <b>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b> 補助対象路線を走行している車両の老朽化が進んでおり、早急な買い換えが必要となっていたことから、利用者の安全性確保のために令和5年度で2両を新規購入し、更新を行なっている。
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 <b>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b> (1) 事業の目標 令和8年度は、神姫バスの2台（対象路線「社～三木営業所～明石駅前」、「三木営業所～養田～西神中央駅前」）の車両更新することで、R5年度実績以上の年間利用者数を目標とする（詳細は、後頁「対象系統R5実績」参照）。 (2) 事業の効果 車両を計画的にノンステップバス等のバリアフリーに対応した車両を導入することにより、子どもから高齢者、障害のある方がバスに乗りやすい環境整備につながる。合わせて、主として運行する幹線系統の維持に寄与し、そのことが市民の日常生活に必要な移動手段の確保につながる。
13. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額 <b>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>

詳細は、後頁「別表 6・7」参照

なお、地域公共交通確保維持事業によって運行を維持する「社～明石駅前線」等の車両の取得について、購入費用総額 26,070 千円/台のうち、神戸市から運行事業者への補助金額については、補助対象経費の限度額(15,000 千円/台)から国庫補助金を差し引いた差額を、沿線市町で按分し負担することとしている。

14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策）

**【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】**

該当なし

15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性

**【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】**

該当なし

16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果

**【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】**

(1) 事業の目標

該当なし

(2) 事業の効果

該当なし

17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額

**【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】**

該当なし

18. 協議会の開催状況と主な議論

市民代表や交通事業者、各種団体、学識経験者、関係行政機関を交えた協議会を開催。

■第11回神戸市地域公共交通活性化協議会

(日時) 令和6年3月27日(水)

- ・地域間幹線系統補助に伴う神戸市地域公共交通計画の変更
- ・神戸市地域公共交通計画の進捗 ほか

■第12回神戸市地域公共交通活性化協議会 ※書面開催

(日時) 令和6年6月18日(火)

- ・「令和7年度 地域間幹線系統補助計画」「令和7年度 フィーダー系統補助計画」「令和6年度 フィーダー系統補助計画」の採択

■第13回神戸市地域公共交通活性化協議会 ※書面開催

(日時) 令和7年1月20日(月)

- ・地域公共交通確保維持改善事業・事業評価(R6 フィーダー系統)、地域間幹線系統の運行内容変更(R7.4月以降)

■第14回神戸市地域公共交通活性化協議会 ※書面開催

(日時) 令和7年6月●日(●)

- ・「令和8年度 地域間幹線系統補助計画」「令和8年度 フィーダー系統補助計画」の採択

19. 利用者等の意見の反映状況

上記18にて記載の第14回神戸市地域公共交通活性化協議会にて諮ったが、特段意見等は出されなかった。

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住所) 神戸市中央区浜辺通2-1-30 三宮国際ビル6階

(所属) 神戸市都市局交通政策課

(氏名) 安子

(電話) 078-595-6722

(e-mail) yuji\_yasuko@office.city.kobe.lg.jp

注意： 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。(ただし、上記2.・3.については、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、地域公共交通計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります)。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域間幹線系統)

令和8年度

令和9年度、令和10年度については、令和8年度事業から土日・祝日の日数による運行回数等の違いを除き、変更がないため省略

都道府県 (市区町 村)	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	確保維持事 業に要する 国庫補助額 (千円)	特 例 措 置
兵庫県 (神戸市)	神姫バス株式会社	(1) 社～三木営業所～明 石駅前(12)	8,492.0	
		(2) 明石駅前～学園都市 駅前～名谷駅前(14)	2,119.5	
		(3) 三木営業所～養田～ 西神中央駅前(15)	2,920.5	
		(4) 社～御坂～三宮(16)	18,887.5	
		(5) 三木営業所～硯町～ 明石駅前(18)	4,936.5	
		大久保駅～岩岡出張 (6) 所前～西神中央駅前 (21)	2,884.5	
		(7)		
合 計			40,240.5	

(注)

1. 本表に記載する運行予定系統を示した地図(運行予定系統が熊本地震被災市町村における応急仮設住宅の1キロメートル以内を経由することを図示したものを含む)を添付すること。
2. 「特例措置」には、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域間幹線系統に係る特例措置の適用を受ける場合には「1」を、平成29年8月2日改正附則第2条の規定に該当する場合には「2」を、補助金交付要綱別表2-5. ただし書きに該当する場合には「3」を記載する。
3. 補助対象期間の計画と比較し、翌年度及び翌々年度の計画が同じ若しくは曜日の違いによる運行回数以外に変更がない場合については、その旨を記載することで足りるものとする。 (記載例「令和〇年度、令和〇年度については、令和〇年度事業から 土日・祝日の日数による運行回数等の違いを除き、変更がないため省略」)

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域間幹線系統用)

事業者名		神姫バス株式会社						
		乗合バス事業						
補助対象期間の 前々年度(基準期間) <sup>1)</sup> の 損益状況								
営業収益	10,092,381.9円	営業外収益	39,906円	経常収益(イ)	10,132,189円	△	10,132,189円	
営業費用	11,328,571円	営業外費用	20,915円	経常費用(ロ)	11,349,486円	△	11,349,486円	
営業損益	△ 1,236,190円	営業外損益	18,093円	経常損益	△ 12,279円	△	△ 12,279円	
補助対象期間の 前年度(生年) 実年走行キロ(ル)								
23,377,301.9 km								
		乗合バス事業						
基準期間の前年度の 損益状況		収益収支	8,255,516円	営業外収益	20,953円	経常収益(イ)	8,276,469円	△ 8,276,469円
営業費用	10,699,346円	営業外費用	8,554円	経常費用(ロ)	10,708,300円	△	10,708,300円	
営業損益	△ 1,443,830円	営業外損益	11,999円	経常損益	△ 1,431,831円	△	△ 1,431,831円	
基準期間の前年度の 実年走行キロ(ル)								
23,542,845.9 km								
		乗合バス事業						
基準期間の前年度の 損益状況		営業収益	8,519,270円	営業外収益	19,431円	経常収益(イ)	8,538,700円	△ 8,538,700円
営業費用	10,367,750円	営業外費用	11,512円	経常費用(ロ)	10,379,262円	△	10,379,262円	
営業損益	△ 1,848,475円	営業外損益	7,919円	経常損益	△ 1,849,558円	△	△ 1,849,558円	
基準期間の前年度の 実年走行キロ(ル)								
23,751,397.0 km								

(補助対象事業者の「基準期間※を最終年度とする連続した過去3年間」における実車走行キロ当たり経常費用等)

補助プロック名	補助対象事業者の実行歩合		補助対象事業者の実行歩合キロ当	補助対象事業者の実行歩合キロ当
	(基準回数)の実行度	(基準回数)の実行度	(基準回数)の実行度	(基準回数)の実行度
北近畿	436円.59銭	454円.82銭	486円.53銭	
京阪神	436円.59銭	454円.82銭	486円.53銭	

\*※「基準期間」とは、補助対象期間の前年度の補助対象期間をいいます。

## 2. キロ当たり補助対象経常費用及び経常収益

補助プロック名	補助対象事業者の実行歩合		補助対象事業者の実行歩合キロ当	補助対象事業者の実行歩合キロ当
	(基準回数)の実行度	(基準回数)の実行度	(基準回数)の実行度	(基準回数)の実行度
北近畿	436円.59銭	454円.82銭	486円.53銭	
京阪神	436円.59銭	454円.82銭	486円.53銭	

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

2. キロ当たり補助対象経常費用

### 3. 旅客運賃の上限変更認可状況

補助ブロック名	認可日	認可を受けた補助対象期間	補助金交付申請別認可2(1)4.の適用割合	改定率
北埼店・阪坂神	令和5年10月30日	基準期間の 基準期間の 基準期間の	当年度 年度 年度	3／3 ／3 ／3
				28.61%

#### 4. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

神姫バス株式会社

R8

神姫バス株式会社

1

### (1) 記載要領

1.乗合バス事業の収益、実車走行料金については、高速バス及び定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス等並びに補助対象期間(補助金交付要綱第6条で定める期間)における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。

2.補助対象事業者の決算期間が補助対象期間（補助金交付基準第5条で定める期間）と相違している事業者にあっては、補助対象期間の仮計算を行い、その盈虽数状況（千円未満の端数は切り捨て）を盈虽数状況欄に記載すること。

3.補助対象範囲（補助申請書類第5号で示す範囲）中の乗合バス事業と他の事業を兼業している場合の賃収益及び費用の配分は、昭和52年5月17日付け自總第338号、自決第151号、自賃第55号によること。なお、これにより食料整理することができない特別の理由があるときは、国土交通大臣に申請し、その旨を求ること。

4.「**補助対象期間の前々年度(基準期間)の損益状況**」の欄、「**基準期間の前年度の損益状況**」の欄、「**基準期間の前々年度の損益状況**」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。

5.「補助ブロック名」の欄は、補助金交付表編別表6の名称を記載すること。

6.地図キロ当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局等が通知した数値によること。

7.用語説明は、車両ごと、系統ごとに一連説明すること。なお、系統が2つ以上の場合は、その上に応じ筋に力をカーキ書きの説明とすること。

8.「特供措置」の根拠は、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、特供措置の適用を受けることとなる場合には「1」を、平成29年8月2日改正附則第2条の規定に該当する場合には「2」を、補助金交付要綱祭表2 5.ただし書きに該当する場合には「3」を記載する。



表6 車両の取得計画の概要

表7 車両の取得を行う事業者(車両減価償却費等国庫補助金)

事業者名	神姫バス株式会社
------	----------

## 1. 車両取得の概要

2年目以降(令和8年度)

補助ブロック名	申請番号	確保維持路線名称又は区間	確保維持費国庫補助金申請番号	
			当該年度	初年度
北近畿 京阪神	2 3	社～三木営業所～明石駅前 社～三木営業所～明石駅前 三木営業所～委田～西神中央駅前	第12号 第12・15号	第14号 第14・17号

【購入車両減価償却費】

○事業者の減価償却方法(定率法or定額法)※法令で認められた場合を除き、年度間での変更不可

定率法

申請番号	補助対象限度額(円)	残存価額(円)	百選車両取扱取扱額(円)		特別償却額(円)	償却限度額(円)	事業者償却額(円)	/とオのうち少ない方の額(円)	償却期間(月)	補助対象経費	計画額(千円)
			前年度2(2年目のみ) 初年度の額=ナ	リの額=3							
2	15,000,000	3,960,000	1,980,000	0	1,980,000	2,888,060	1,980,000	1,980,000	12	1,980,000 円	990.0
3	15,000,000	3,960,000	1,980,000	0	1,980,000	2,888,060	1,980,000	1,980,000	12	1,980,000 円	990.0
計	30,000,000	7,920,000	3,960,000	0	3,960,000	5,776,120	3,960,000			3,960 千円	1,980

【車両購入金融費用】

○事業者の返済方法(元利均等or元金均等)

--

申請番号	金融費用補助対象額(円) ナの額以内=コ	償還期間(月)	今年度償還回数		借入利率(%) 年利 工	1と2.5%のうち 低い方の率(%) リ	補助対象経費 ア	計画額(千円) ア×1/2=サ
			(自)	(至)				
計								

【所要経費】

補助対象経費(千円)	計画額(千円)
マ+7	ケ+サ

3,960	1,980
-------	-------

【負担者とその負担割合】

補助ブロック名	申請番号	負担者とその負担割合						「その他の者」の具体的概要
		都道府県		市区町村		その他の者		
負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
北近畿	2	132,000円	13%	858,000円	87%			円
京阪神	3	132,000円	13%	858,000円	87%			円
合計		264,000円		1,716,000円				円

別紙

令和8年度 バス対策(国庫協調補助路線維持)費補助事業(車両購入費補助)の内容

記

1 交付を受けようとする補助金の額

購入年度	車両数 A	補助対象経費	
		B	
令和5年度	2 両	1,980 千円	

負担者	補助率 C	補助金額 A×B×C	補助金額(予定) 令和9年度以降	補助金の額(予定) 合計(償却済含む)
国	1/2	1,980 千円	1,980 千円	15,000 千円
県+市町	1/2	1,972 千円	1,972 千円	14,958 千円
事業者(端数)		8 千円	8 千円	42 千円
補助合計		3,960 千円	3,960 千円	30,000 千円

2 各市町の負担額について

負担者	補助率 D	補助金額 国補助金額×D	補助金額(予定) 令和9年度以降	補助金の額(予定) 合計(償却済含む)
加東市	9.5%	188 千円	188 千円	1,424 千円
小野市	22.3%	441 千円	441 千円	3,321 千円
三木市	18.4%	364 千円	364 千円	2,770 千円
神戸市	42.4%	839 千円	839 千円	6,380 千円
明石市	7.1%	140 千円	140 千円	1,063 千円
市・町補助合計		1,972 千円	1,972 千円	14,958 千円
自社負担(端数)		8 千円	8 千円	42 千円
		1,980 千円	1,980 千円	15,000 千円

※各市町補助金の額は、国補助金額の同額を各市町実車走行キロ比率により按分し算出

※申請金額には路線補助同様、兵庫県負担額を含む

地域公共交通確保維持事業の生産性を向上させる取組内容(令和8年度)

申請番号	運行系統名	起点	主な経由地	終点	生産性向上の取組に係る取組内容と定量的な効果目標	実施主体と実施時期
12	社～三木営業所～明石駅前	社	三木営業所	明石駅前	<p>①沿線の通学需要に対応したダイヤ設定による利用取り込みの継続          ②バスロケーションシステムやICカード利用データを用いた、需要に応じた運行計画の見直しの検討          ③並走路線の再編による需要の集約検討          ④沿線自治体との連携によるバス時刻表の作成・配布。明石駅前に設置するデジタルサイネージ、Web上「あかしビジョン」において時刻表データを提供          ⑤加東市・三木市との連携施策(市内上限運賃制度)の周知による利用促進          ⑥西脇市・加東市内の地域内フイーダー交通との連携による需要削除          ⑦沿線の学校へのモビリティ・マネジメントによる利用促進</p> <p>＜定量的な効果目標＞          上記の取組みにより、収支改善率1%以上を目標とする。</p>	<p>①神姫バス株式会社          ②神姫バス株式会社          ③神姫バス株式会社          ④加東市・小野市・三木市・明石市・神姫バス株式会社          ⑤加東市・三木市・神姫バス株式会社          ⑥加東市・西脇市・神姫バス株式会社          ⑦加東市・小野市・三木市・明石市・神姫バス株式会社</p> <p>＜実施時期＞          左記の取組は通年での実施を予定する。⑦など対外的な調整が必要な案件は、実施の目途が立ち次第とする</p>
14	明石駅前～学園都市駅前～名谷駅前	明石駅前	学園都市駅前	名谷駅前	<p>①沿線の通学需要に対応したダイヤ設定による利用取り込みの継続          ②バスロケーションシステムやICカード利用データを用いた、需要に応じた運行計画の見直しの検討          ③並走路線の再編による需要の集約検討          ④神戸市バス競合区間ににおける、市バス普通区全線定期券の共用化に伴う利用促進と利          用しやすいダイヤ設定の見直し          ⑤沿線自治体との連携によるバス時刻表の作成・配布。明石駅前に設置するデジタルサイ          ネージ、Web上「あかしビジョン」において時刻表データを提供</p> <p>＜定量的な効果目標＞          上記の取組みにより、収支改善率1%以上を目標とする。</p>	<p>①神姫バス株式会社          ②神姫バス株式会社          ③神姫バス株式会社          ④神姫バス株式会社          ⑤明石市・神姫バス株式会社</p> <p>＜実施時期＞          通年で実施</p>
15	三木営業所～養田～西神中央駅前	三木営業所	養田	西神中央駅前	<p>①沿線の通学・通院需要に対応したダイヤ設定による利用取り込みの継続          ②バスロケーションシステムやICカード利用データを用いた、需要に応じた運行計画の見          直しの検討          ③三木市との連携施策(市内上限運賃制度)の周知による利用促進          ④沿線自治体との連携によるバス時刻表の作成・配布          ⑤神戸市バス競合区間ににおける、市バス普通区全線定期券の共用化に伴う利用促進と利          用しやすいダイヤ設定の見直し</p> <p>＜定量的な効果目標＞          上記の取組みにより、収支改善率1%以上を目標とする。</p>	<p>①神姫バス株式会社          ②神姫バス株式会社          ③三木市・神姫バス株式会社          ④三木市          ⑤神姫バス株式会社</p> <p>＜実施時期＞          通年で実施</p>
16	社～御坂～三宮	社	御坂	三宮	<p>①沿線の通勤・通学需要に対応したダイヤ設定による利用取り込みの継続          ②バスロケーションシステムやICカード利用データを用いた、需要に応じた運行計画の見          直しの検討          ③並走路線の再編による需要の集約検討          ④沿線自治体との連携によるバス時刻表の作成・配布          ⑤加東市・三木市との連携施策(市内上限運賃制度)の周知による利用促進          ⑥西脇市・加東市内の地域内フイーダー交通との連携による需要削除</p> <p>＜定量的な効果目標＞          上記の取組みにより、収支改善率1%以上を目標とする。</p>	<p>①神姫バス株式会社          ②神姫バス株式会社          ③神姫バス株式会社          ④加東市・小野市・三木市          ⑤加東市・三木市・神姫バス株式会社          ⑥加東市・西脇市・神姫バス株式会社</p> <p>＜実施時期＞          左記の取組は通年での実施を予定する。</p>
18	三木営業所～観音町～明石駅前	三木営業所	観音町	明石駅前	<p>①沿線の通学需要に対応したダイヤ設定による利用取り込みの継続          ②バスロケーションシステムやICカード利用データを用いた、需要に応じた運行計画の見          直しの検討          ③並走路線の再編による需要の集約検討          ④沿線自治体との連携によるバス時刻表の作成・配布。明石駅前に設置するデジタルサイ          ネージ、Web上「あかしビジョン」において時刻表データを提供          ⑤三木市との連携施策(市内上限運賃制度)の周知による利用促進</p> <p>＜定量的な効果目標＞          上記の取組みにより、収支改善率1%以上を目標とする。</p>	<p>①神姫バス株式会社          ②神姫バス株式会社          ③神姫バス株式会社          ④三木市・明石市・神姫バス株式会社          ⑤三木市・神姫バス株式会社</p> <p>＜実施時期＞          通年で実施</p>
21	大久保駅～岩岡出張所前～西神中央駅前	大久保駅	岩岡出張所前	西神中央駅前	<p>①沿線の通勤・通学需要に対応したダイヤ設定による利用取り込みの継続          ②バスロケーションシステムやICカード利用データを用いた、需要に応じた運行計画の見          直しの検討          ③並走路線の再編による需要の集約検討          ④神戸市バス競合区間ににおける、市バス普通区全線定期券の共用化に伴う利用促進と利          用しやすいダイヤ設定の見直し          ⑤沿線自治体との連携によるバス時刻表の作成・配布。大久保駅前に設置するデジタルサイ          ネージ、Web上「あかしビジョン」において時刻表データを提供          ⑥沿線の学校へのモビリティ・マネジメントによる利用促進</p> <p>＜定量的な効果目標＞          上記の取組みにより、収支改善率1%以上を目標とする。</p>	<p>①神姫バス株式会社          ②神姫バス株式会社          ③神姫バス株式会社          ④神姫バス株式会社          ⑤明石市・神姫バス株式会社          ⑥明石市・神姫バス株式会社</p> <p>＜実施時期＞          左記の取組は通年での実施を予定する。</p>

補助要綱規定事項一覧表

自治体名 神戸市

計画名称 神戸市地域公共交通計画

		地域公共交通計画での記載箇所（頁）
補助要綱第17条第1項に規定する事項	（第1号関係） 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の地域の公共交通における位置付け・役割	p.32～33「3.2 公共交通ネットワークの将来像」「3.3 未来像の実現に向けた基本的な考え方」
	（第2号関係） 上記を踏まえた地域公共交通確保維持事業の必要性	
	（第3号関係） 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統に係る事業及び実施主体の概要	p.55「4 公共交通施策の取り組み方針」○名塩・生野高原地域
	（第4号関係） 地域公共交通計画の区域内全体における地域旅客運送サービスの利用者の数、収支、費用に係る国又は地方公共団体の支出の額その他の定量的な目標・効果及びその評価手法	p.70「5.1. 数値目標の設定」

### 第3章 公共交通ネットワークの将来像

#### 3.2. 公共交通ネットワークの将来像

神戸の市街地は、既に鉄道駅を中心として、都市機能がまとまって立地しているコンパクトな都市構造が概ね形成されています。これを活かし、鉄道が基幹、バスが補完（フィーダー）する役割を担うことを基本とし、さらに、地域に密着した公共交通として、バスやタクシーによる地域コミュニティ交通の充実を図ります。これらの公共交通ネットワークにより、安全・安心で誰もが利用しやすく快適な交通環境を実現します。また、都心や観光地では、多様な交通手段による回遊性の向上を図り、まちの賑わいづくりを推進します。

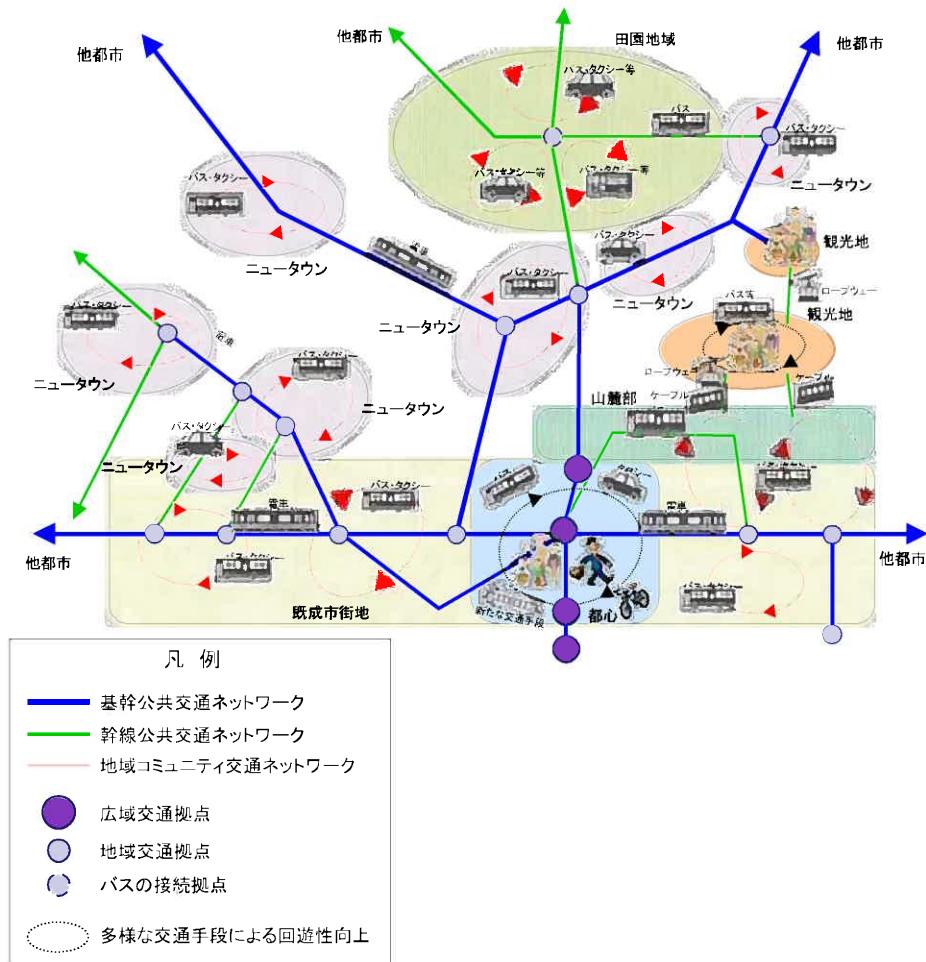


図 3-1 公共交通ネットワークの将来像

### 3.3. 将来像の実現に向けた基本的な考え方

#### 3.3.1. 階層別の公共交通ネットワーク

公共交通ネットワークの将来像の実現に向けて、公共交通ネットワークを役割に応じて「基幹公共交通ネットワーク」「幹線公共交通ネットワーク」「地域コミュニティ交通ネットワーク」に分類し、階層別の公共交通ネットワークの維持・充実を図るとともに、これらを「交通結節点」で結ぶ公共交通ネットワークの形成を推進します。

##### ■ 基幹公共交通ネットワーク

役割	対象
都市の骨格となる公共交通ネットワークとして、他都市及び都市内拠点を広域に結びます。	・鉄道 ・新交通システム

##### ■ 幹線公共交通ネットワーク

役割	対象
基幹公共交通ネットワークを補完する公共交通ネットワークとして、都市内の拠点及び隣接市の拠点を結びます。	・路線バス 主要交通結節点間 主要交通結節点と隣接市の拠点を結ぶ路線 運行頻度の高い路線 ・ロープウェー・ケーブル

##### ■ 地域コミュニティ交通ネットワーク

役割	対象
地域の日常生活を支えるきめ細かな公共交通ネットワークとして、地域内の拠点や基幹公共交通ネットワーク及び幹線公共交通ネットワークと地域を結びます。	・路線バス 幹線公共交通ネットワーク以外の路線 ・タクシー ・コミュニティバス 乗合タクシー、公共交通空白地有償運送なども含む

##### ■ 交通結節点

役割	対象
円滑な乗り継ぎや拠点機能、ターミナル機能を備え、公共交通ネットワークを結節します。	・広域交通拠点 新神戸駅、神戸空港、神戸港、三宮 ・地域交通拠点 地域の核となる鉄道駅 ・バスの接続拠点

## &lt;市街地での取り組み事例&gt;

## ○塩屋地域



## ○名塩・生野高原地域



## 第5章 計画の推進

### 第5章 計画の推進

#### 5.1. 数値目標の設定

本計画の4つの目標の達成状況を把握するための指標として、以下の数値目標を設定します。

また、数値目標以外にも、市民のみなさまからの意見をふまえて施策を推進することで目標の達成状況を検証・評価します。

指標	基準値	中間見直し時 (小数点第一位まで表示)	目標値
<b>目標1 まちづくりの方針をふまえた公共交通ネットワークの維持・充実</b>			
公共交通分担率	31% (平成22年度)	34.6% (平成31年度)	35% (令和7年度)
<b>目標2 都市の魅力を高める公共交通ネットワークの形成</b>			
都心・観光地での交通手段利用割合 (公共交通および徒歩・自転車の利用割合)	68% (平成27年度)	71.1% (平成31年度)	75% (令和7年度)
<b>目標3 地域のぐらしを支える公共交通ネットワークの形成</b>			
地域コミュニティ交通導入の支援地区数	4地区 (平成27年度)	計11地区 (平成28～令和2年度)	30地区 (平成28～令和7年度)
地域コミュニティ交通の1日あたりの利用者数	各地区的 乗って支える 目標	—	基準値以上 (令和7年度)
地域コミュニティ交通の運行経費に対する市の補助率 【市街地50%、 田園75%】	市補助要綱で 定める 目標補助率	—	基準値以下 (令和7年度)
補助対象路線の1日当たりの実績輸送量 (事業者報告書、決算報告書等の資料から算定)	15人/日・路線	—	基準値以上 (令和7年度)
補助対象路線の収支率 (事業者報告書、決算報告書等の資料から算定)	50% (令和5年度)	—	基準値以上 (令和7年度)
補助対象路線の経費に対する自治体負担額 (事業者報告書、決算報告書等の資料から算定)	85百万円 (令和5年度)	—	基準値以下 (令和7年度)
<b>目標4 安全・安心で誰もが利用しやすい交通環境の形成</b>			
ユニバーサルデザインの推進 (鉄道車両の車内・車外案内表示の多言語化(市内で完結する路線))	35編成 (平成27年度)	56編成 (令和2年度)	70編成 (令和7年度)
バス停留所のベンチ新設数	60基 (平成27年度)	計150基 (平成28～令和2年度)	500基 (平成28～令和7年度)
市内公共交通機関の利用に関する市民満足度※5段階評価 (アンケートにおいて「満足」「やや満足」と回答した人の割合)	57% (令和2年度)	57.3% (令和2年度)	65% (令和7年度)

令和7年6月 日

(名称) 神戸市公共交通活性化協議会

## 1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

生野高原地域は、兵庫県神戸市北区の北東に位置し、市境を南に西宮市と隣接している。同地域は丘陵に囲まれ、市内への交通経路は無く、南接する西宮市名塩地域を経由するほか、主要駅へのアクセスは困難である。また、同地区を経由する路線バスが運行していないことから、かねてより通学・通勤や通院・買い物などの日常生活の移動手段の確保が課題となっていた。

一方、隣接する西宮市名塩地域においても、山間部に位置していることから地形的勾配が急で、徒歩や自転車による移動が困難な地域となっており、当該地域の高齢化率は28.2%（令和5年3月31日現在）と高く、自家用車による移動が困難な高齢者等に対する日常生活に最低限必要な移動手段の確保が喫緊の課題となっていた。

生活の足の確保という共通の課題を有する生野高原地域と名塩地域は、日常生活に最低限必要な移動手段について、コミュニティ交通の導入によりこの課題解決を図ることとし、地域住民により名塩コミュニティバス準備委員会を組織し、2回の試験運行を経て令和6年4月1日より本格運行を開始している。

この取組は、地域公共交通確保維持事業により、路線を確保・維持することで、住民の生活交通手段を存続させていくことが必要である。

## 2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

### (1) 事業の目標

○指標：1日あたりの利用者数（生野高原地域）：16人以上/日

○指標：運行経費に対する市の補助率：50%以下

（神戸市地域公共交通計画 P.70 参照）

### (2) 事業の効果

コミュニティ交通の運行により、通学・通勤・通院・買い物等の日常生活に最低限必要な移動手段の確保ができる。さらには、外出意欲の増進に伴う移動制約者等の社会参加を促進し、新たなコミュニティづくりと地域の活性化に寄与することが期待される。

## 3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

- 定期的に運行協議会、運行事業者、専門家及び市が会議を行い、より利便性の高い運行計画の検討や利用促進活動の企画等を実施し、利用者の増加を図る。
- 利用者や地域住民の意見を把握するよう努め、住民ニーズにあった運行や効果的な利用促進活動、広報活動を検討する。

## 4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者

- 予定している時刻・運行予定期間（令和8年度事業）

令和7年10月1日から令和8年9月30日、平日の7時台から19時台

- 運行事業者の決定の経緯

本格運行にあたり、名塩コミュニティバス準備委員会による公募にて運行事業者を選定

- 地域内フィーダー系統の補足（地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱別表7のハ）

鉄道駅（JR 西宮名塩駅）及び阪急バス株式会社が運行する路線のバス停留所に接続

※別添「表1」参照

別 紙（地域内フィーダー系統）

5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

- ・コミュニティ交通の運行に係る費用総額約 1,250 万円
- ・運行経費から運行収入を差し引いた残額は神戸市と西宮市が補助。ただし、差額が補助上限を超える場合は、当該超えた部分は名塩・生野高原ふれあいバス運行協議会および自治会が負担。

6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法

- ・事業者報告書の資料から算定

7. 別表 1 の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日 1 日当たりの運行回数が 3 回以上で足りると認めた系統の概要

【地域間幹線系統のみ】

該当なし（地域内フィーダー系統のため）

8. 別表 1 の補助対象事業の基準ニに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧

【地域間幹線系統のみ】

該当なし（地域内フィーダー系統のため）

9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項

【地域間幹線系統のみ】

該当なし（地域内フィーダー系統のため）

10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

【地域内フィーダー系統のみ】

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表 5」を添付

11. 車両の取得に係る目的・必要性

【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

該当なし

12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果

【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

(1) 事業の目標

該当なし

(2) 事業の効果

該当なし

13. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

該当なし

別 紙（地域内フィーダー系統）

14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策）

【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

該当なし

15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性

【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

該当なし

16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果

【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

（1）事業の目標

該当なし

（2）事業の効果

該当なし

17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額

【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

該当なし

18. 協議会の開催状況と主な議論

平成 29 年 7 月 : 生野高原まちづくり協議会で検討開始

平成 30 年 12 月 : 「名塩コミュニティバス準備委員会」設立され、生野高原まちづくり協議会が参加

令和元～3 年 : 運行内容の検討

令和 3 年 7 月 : 試験運行に向けた「運行事業者との意見交換会」を実施  
阪急タクシーを運行事業者として決定

令和 4 年 6～8 月 : 試験運行（1回目）の実施

令和 4 年 12～令和 5 年 5 月 : 試験運行（2回目）を実施

令和 5 年 6～9 月 : 試験運行（2回目）を、運行内容を変更して延長

令和 6 年 1 月 : 令和 6 年 4 月からの本格運行開始に向けて、地域公共交通会議を開催

令和 6 年 4 月～ : 本格運行

以後、2ヶ月ごとに「名塩・生野高原ふれあいバス運行協議会理事会」を開催し、利用者数及び収支率等の確認、また、運行上の課題・解決方法等の意見交換を図っている。

19. 利用者等の意見の反映状況

運行計画及び利用促進策は、地域住民等より構成する、名塩・生野高原ふれあいバス運行協議会において、協議を重ね合意形成を図った。また、住民向けのアンケートの実施や、運行事業者から名塩・生野高原ふれあいバス運行協議会へ日々の利用者の声を報告するなど、隨時、情報共有を図っている。

別 紙（地域内フィーダー系統）

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 神戸市中央区浜辺通2-1-30 三宮国際ビル6階  
(所 属) 神戸市都市局交通政策課  
(氏 名) 安子  
(電 話) 078-595-6722  
(e-mail) yuji\_yasuko@office.city.kobe.lg.jp

注意： 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。(ただし、上記2.・3.については、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、地域公共交通計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります)。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。

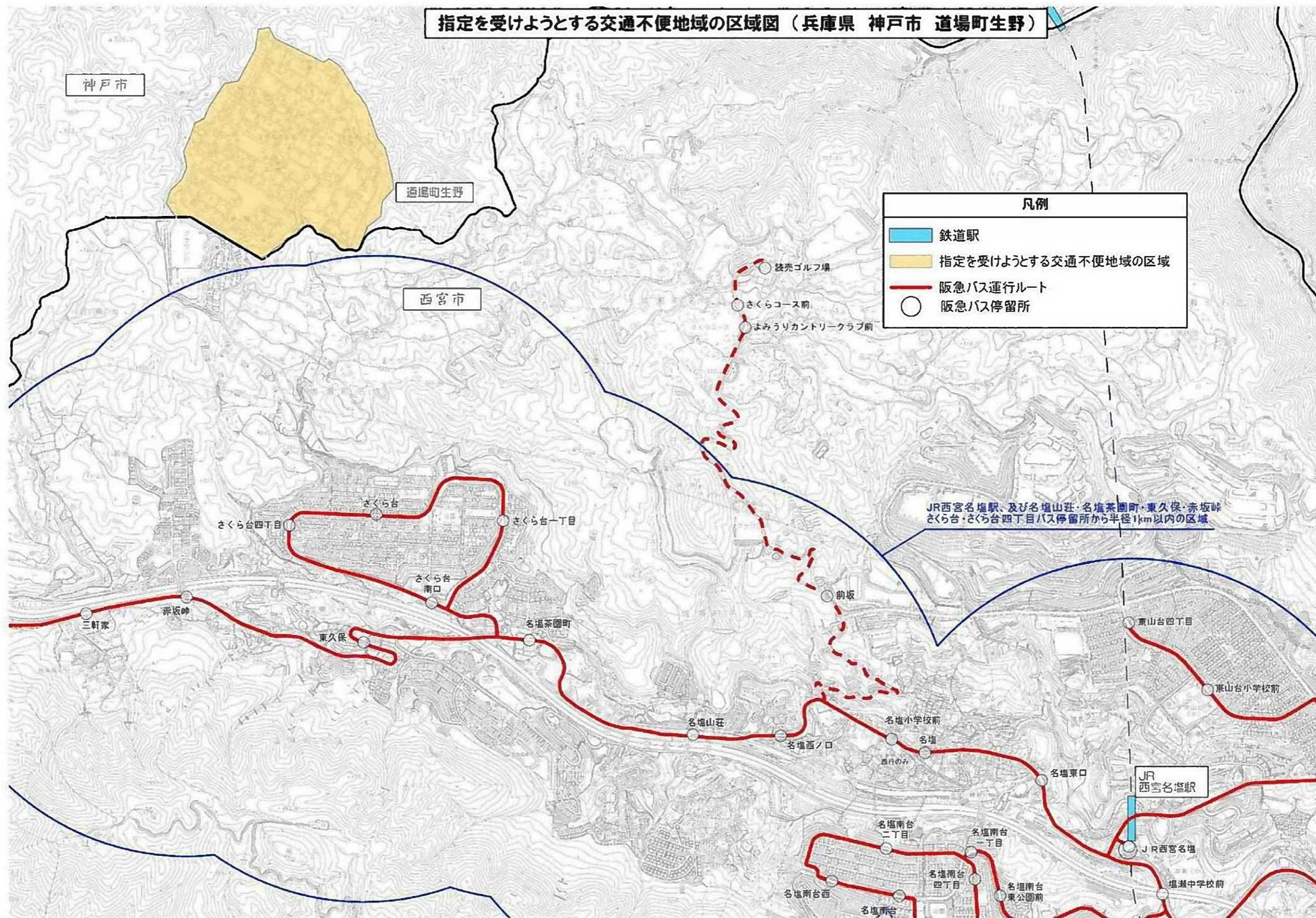
近運交交第31号  
令和5年8月3日

神戸市地域公共交通活性化協議会  
会長 小谷 通泰 殿

近畿運輸局長

## 指 定 書

令和5年5月8日付け神都交第151号をもって申請のあった交通不便地域の地域指定については、申請のとおり指定する。



名塩地区コミュニティ交通 運行経路図

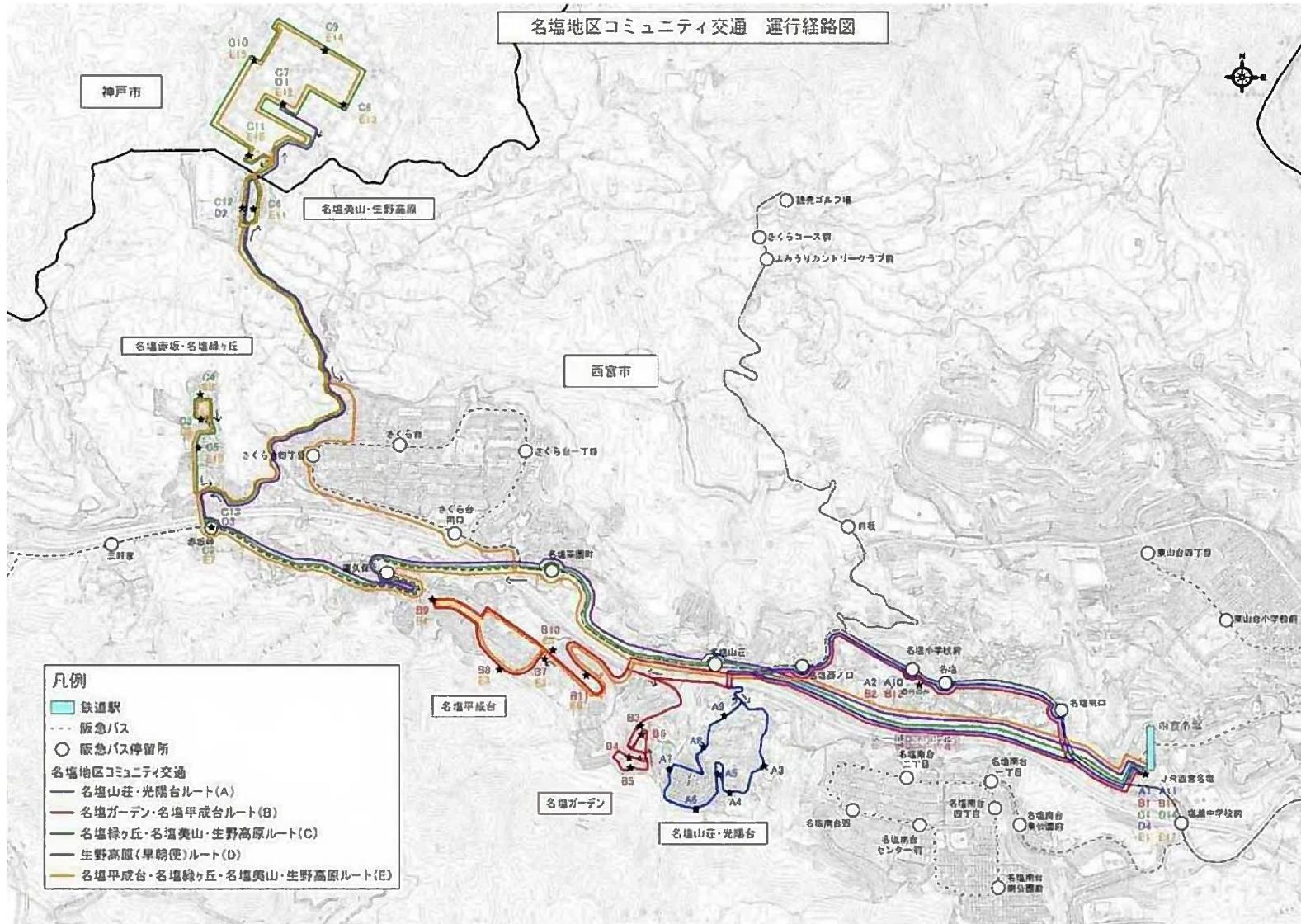
神戸市

名場譜板・名場譜力反

西宮市

### 凡例

- 鉄道駅
  - 阪急バス
  - 阪急バス停留所
  - 名塩地区コミュニティ交通
  - 名塩山荘・光陽台ルート(A)
  - 名塩ガーデン・名塩平成台ルート(B)
  - 名塩緑ヶ丘・名塩夷山・生野高原ルート(C)
  - 生野高原(早朝便)ルート(D)
  - 名塩平成台・名塩緑ヶ丘・名塩夷山・生野高原ルート(E)

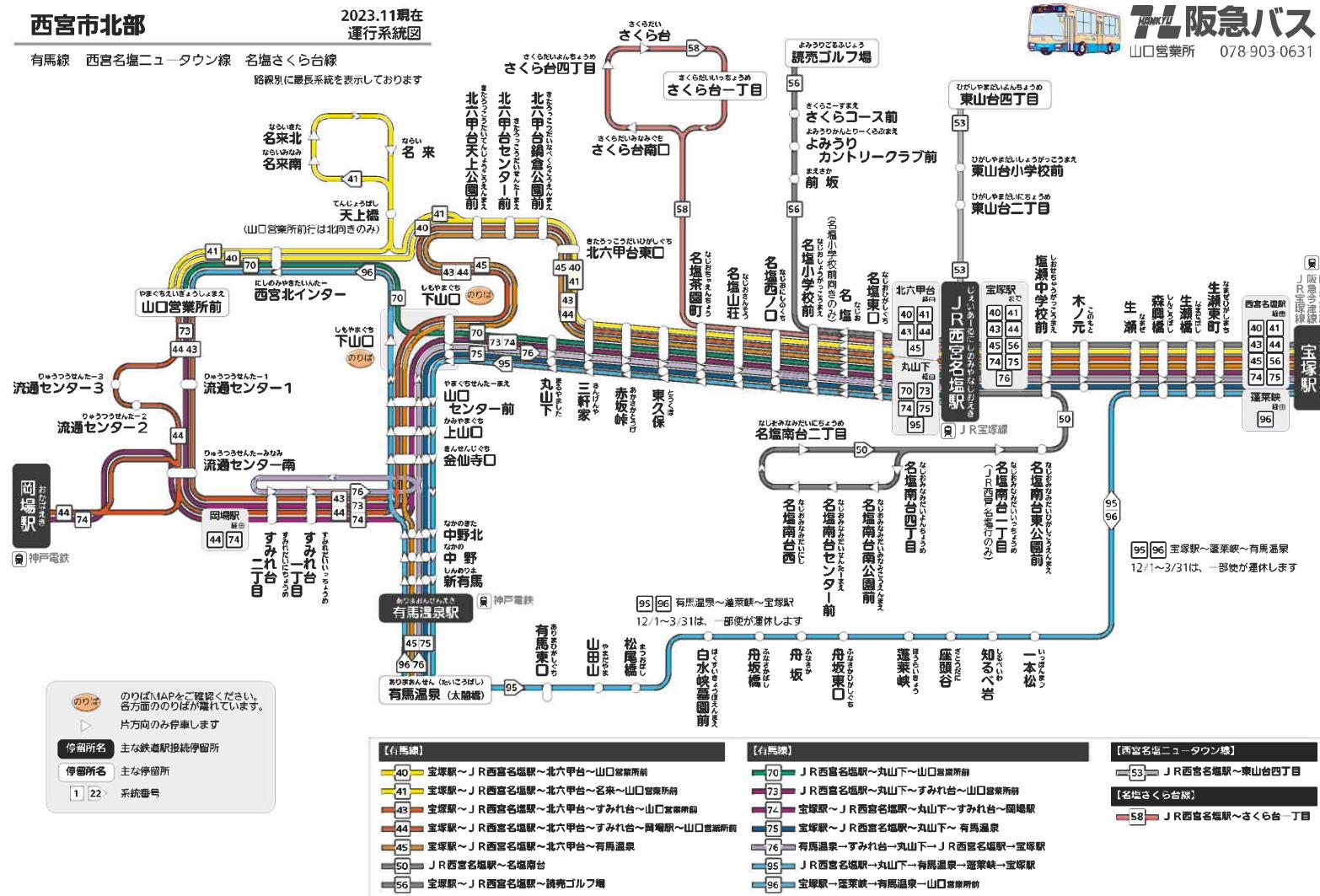


## 西宮市北部

2023.11現在  
運行系統図

有馬線 西宮名塩ニュータウン線 名塩さくら台

路線別に最長系統を表示しております





## 運行時刻表

### A 名塩山荘・光陽台 ルート

停留所	1便	2便	3便	4便	5便	6便	
JR西宮名塩駅（発）	A1 8:40	10:45	13:00	15:10	17:20	19:20	
名塩会館	A2 8:43	10:48	13:03	15:13	17:23	Bypass	
名塩山荘 萩 東口	A3 8:48	10:53	13:08	15:18	17:28	19:25	
名塩山荘 さくら 西口	A4 8:49	10:54	13:09	15:19	17:29	19:26	
光陽台山荘自治会館前	A5 8:50	10:55	13:10	15:20	17:30	19:27	
光陽台 南公園	A6 8:51	10:56	13:11	15:21	17:31	19:28	
光陽台 西	A7 8:52	10:57	13:12	15:22	17:32	19:29	
名塩山荘 銀座 西口	A8 8:53	10:58	13:13	15:23	17:33	19:30	
名塩山荘 すみれ 西口	A9 8:53	10:58	13:13	15:23	17:33	19:30	
名塩会館	A10 8:56	11:01	13:16	15:26	17:36	終BUS	
JR西宮名塩駅（着）	A11 8:59	11:04	13:19	15:29	17:39		

### B 名塩ガーデン・名塩平成台 ルート

停留所	1便	2便	3便	4便	5便	E便	
JR西宮名塩駅（発）	B1 9:10	11:15	13:30	15:40	17:55	E1 18:25	
名塩会館	B2 9:13	11:18	13:33	15:43	Bypass		
名塩ガーデン 池	B3 9:18	11:23	13:38	15:48	18:01		
名塩ガーデン 公園前	B4 9:19	11:24	13:39	15:49	18:02		
名塩ガーデン 公園上	B5 9:20	11:25	13:40	15:50	18:03		
名塩ガーデン きまぐれ朝市	B6 9:21	11:26	13:41	15:51	18:04		
平成台 三叉路	B7 9:25	11:30	13:45	15:55	18:08	E2 18:32	
平成台 山手	B8 9:26	11:31	13:46	15:56	18:09	E3 18:33	
平成台 西	B9 9:27	11:32	13:47	15:57	18:10	E4 18:34	
平成台 自治会館前	B10 9:28	11:33	13:48	15:58	18:11	E5 18:35	
平成台 東階段口	B11 9:29	11:34	13:49	15:59	18:12	E6 18:36	
名塩山荘ロータリー経由	—	—	—	—	—	生野高原方面へ	
名塩会館	B12 9:34	11:39	13:54	16:04	Bypass	E7 赤坂峠バス停	
JR西宮名塩駅（着）	B13 9:39	11:44	13:59	16:09	18:19		

運行日：平日のみ[土曜・日曜・祝日・振替休日は運休]

Be mindful of your manners & Please help each other ride.

(1)

(2)

### C 名塩緑ヶ丘・名塩美山・生野高原 ルート

停留所	1便	2便	3便	4便	E便
JR西宮名塩駅（発）	C1 9:55	12:00	14:15	16:25	E1 18:25
名塩会館	—	Bypass	Bypass	Bypass	名塩平成台経由
阪急BUS赤坂峠バス停	C2 —	—	14:24	16:34	E7 18:42
赤坂公園前	C3 —	—	14:28	16:38	E8 18:46
緑ヶ丘 北	C4 —	—	14:28	16:38	E9 18:46
緑ヶ丘 南	C5 —	—	14:29	16:39	E10 18:47
名塩美山 国見公園東	C6 10:10	12:15	14:35	16:45	E11 18:53
生野高原 自治会館前	C7 10:12	12:17	14:37	16:47	E12 18:55
クリーンST 109前	C8 10:13	12:18	14:38	16:48	E13 18:56
北小公園前	C9 10:14	12:19	14:39	16:49	E14 18:57
クリーンST 111前	C10 10:15	12:20	14:40	16:50	E15 18:58
コミュニティプラザ前	C11 10:16	12:21	14:41	16:51	E16 18:59
名塩美山 国見公園西	C12 10:18	12:23	14:43	16:53	
赤坂公園前	C3 10:23	12:28	—	—	
緑ヶ丘 北	C4 10:23	12:28	—	—	
緑ヶ丘 南	C5 10:24	12:29	—	—	
阪急BUS赤坂峠バス停	C13 10:26	12:31	14:48	16:58	
名塩会館	—	Bypass	Bypass	Bypass	
JR西宮名塩駅（着）	C14 10:35	12:40	14:57	17:07	E17 19:10

停車なし  
(さくら台  
通行)

(4)

### D 生野高原（早朝便） ルート

全便NR176/BYPASS走行		
停留所	1便	2便
生野高原 自治会館前（発）	D1 7:35	8:15
名塩美山 国見公園西側	D2 7:37	8:17
阪急BUS赤坂峠 バス停	D3 7:42	8:22
JR西宮名塩駅（着）	D4 7:51	8:31

(3)

(4)

早朝便ルートは、小中学校の学期以外も運行[平日のみ]

停留所の名称および位置ならびにキロ程

(1)名塩緑ヶ丘・名塩美山・生野高原 Cルート(1~2便)

停留所名	位 置	キロ程		備 考
		(往路)	(復路)	
JR西宮名塩駅	(新設) 兵庫県西宮市名塩新町5021-7先	6.9		
名塩美山 国見公園東	(新設) 西宮市名塩美山4-15先	0.8		
生野高原 自治会館前	(新設) 神戸市北区道場町生野1172-1021	0.3		
クリーンST 109前	(新設) 神戸市北区道場町生野1172-93の西側	0.3		
北小公園前	(新設) 神戸市北区道場町生野1172-383の北側	0.5		
クリーンST 111前	(新設) 神戸市北区道場町生野1172-568	0.6		
コミュニティプラザ前	(新設) 神戸市北区道場町生野1172-1022	0.4		
名塩美山 国見公園西	(新設) 西宮市名塩美山4-1先	2.4		
赤坂公園前	(新設) 兵庫県西宮市名塩赤坂13	0.2		
緑ヶ丘 北	(新設) 西宮市名塩赤坂16-7	0.4		
緑ヶ丘 南	(新設) 西宮市名塩赤坂10-3	0.4		
阪急BUS赤坂峠バス停	(新設) 西宮市塩瀬町名塩字谷口4637-2番地先	4.7		
JR西宮名塩駅	(新設) 兵庫県西宮市名塩新町5021-7先			
	(新設)			
計		17.9		

停留所の名称および位置ならびにキロ程

(2)名塩緑ヶ丘・名塩美山・生野高原 Cルート(3~4便)

停留所名	位 置	キロ程		備考
		(往路)	(復路)	
JR西宮名塩駅	(新設) 兵庫県西宮市名塩新町5021-7先	4.7		
阪急BUS赤坂峠バス停	(新設) 西宮市塩瀬町名塩字谷口4637-2番地先	0.6		
赤坂公園前	(新設) 西宮市名塩赤坂13	0.2		
緑ヶ丘 北	(新設) 西宮市名塩赤坂16-7	0.4		
緑ヶ丘 南	(新設) 西宮市名塩赤坂10-3	2.4		
名塩美山 国見公園東	(新設) 西宮市名塩美山4-15先	0.8		
生野高原 自治会館前	(新設) 神戸市北区道場町生野1172-1021	0.3		
クリーンST 109前	(新設) 神戸市北区道場町生野1172-93の西側	0.3		
北小公園前	(新設) 神戸市北区道場町生野1172-383の北側	0.5		
クリーンST 111前	(新設) 神戸市北区道場町生野1172-568	0.6		
コミュニティプラザ前	(新設) 神戸市北区道場町生野1172-1022	0.4		
名塩美山 国見公園西	(新設) 西宮市名塩美山4-1先	2.0		
阪急BUS赤坂峠バス停	(新設) 西宮市塩瀬町名塩字谷口4637-2番地先	4.7		
JR西宮名塩駅	(新設) 兵庫県西宮市名塩新町5021-7先			
	(新設)			
計		17.9		

### 停留所の名称および位置ならびにキロ程

(3) 生野高原(早朝便)ルート

**停留所の名称および位置ならびにキロ程**

(4) 名塩平成台・名塩緑ヶ丘・名塩美山・生野高原

停留所名	位 置	キロ程		備 考
		(往路)	(復路)	
JR西宮名塩駅	(新設) 兵庫県西宮市名塩新町5021-7先	2.9		
平成台 三叉路	(新設) 兵庫県西宮市名塩平成台26-1	0.4		
平成台 山手	(新設) 兵庫県西宮市名塩平成台19-8	0.4		
平成台 西	(新設) 兵庫県西宮市名塩平成台4-11	0.6		
平成台 自治会館前	(新設) 兵庫県西宮市名塩平成台545-32	0.4		
平成台 東階段口	(新設) 兵庫県西宮市名塩平成台40-9	2.1		
阪急BUS赤坂峠バス停	(新設) 西宮市塩瀬町名塩字谷口4637-2番地先	0.7		
赤坂公園前	(新設) 兵庫県西宮市名塩赤坂13	0.2		
緑ヶ丘 北	(新設) 西宮市名塩赤坂16-7	0.4		
緑ヶ丘 南	(新設) 西宮市名塩赤坂10-3	2.4		
名塩美山 国見公園東側	(新設) 西宮市名塩美山4-15先	0.8		
生野高原 自治会館前	(新設) 神戸市北区道場町生野1172-1021	0.3		
クリーンST 109前	(新設) 神戸市北区道場町生野1172-93の西側	0.3		
北小公園前	(新設) 神戸市北区道場町生野1172-383の北側	0.5		
クリーンST 111前	(新設) 神戸市北区道場町生野1172-568	0.6		
コミュニティプラザ前	(新設) 神戸市北区道場町生野1172-1022	4.7		
JR西宮名塩駅	(新設) 兵庫県西宮市名塩新町5021-7先			
	(新設)			
計		17.7		

令和8年度事業  
自治体名 神戸市

系統番号  
系統名 (1)名塩緑ヶ丘・名塩美  
山・生野高原(1~2便)

合計 243日 486回

R7年10月

月	火	水	木	金	土	日
		1 2	2 2	3 2	4	5
6 2	7 2	8 2	9 2	10 2	11	12
13	14 2	15 2	16 2	17 2	18	19
20 2	21 2	22 2	23 2	24 2	25	26
27 2	28 2	29 2	30 2	31 2		

R7年11月

月	火	水	木	金	土	日
					1	2
3	4 2	5 2	6 2	7 2	8	9
10 2	11 2	12 2	13 2	14 2	15	16
17 2	18 2	19 2	20 2	21 2	22	23
24	25 2	26 2	27 2	28 2	29	30

10月 22日 44回

11月 18日 36回

R7年12月

月	火	水	木	金	土	日
1 2	2 2	3 2	4 2	5 2	6	7
8 2	9 2	10 2	11 2	12	13	14
15 2	16 2	17 2	18 2	19 2	20	21
22 2	23 2	24 2	25 2	26 2	27	28
29 2	30 2	31 2				

R8年1月

月	火	水	木	金	土	日
				1	2	3
5 2	6 2	7 2	8 2	9 2	10	11
12	13 2	14 2	15 2	16 2	17	18
19 2	20 2	21 2	22 2	23 2	24	25
26 2	27 2	28 2	29 2	30	31	

12月 23日 46回

1月 19日 38回

R8年2月

月	火	水	木	金	土	日
					1	
2 2	3 2	4 2	5 2	6 2	7	8
9 2	10 2	11	12 2	13 2	14	15
16 2	17 2	18 2	19 2	20 2	21	22
23	24 2	25 2	26 2	27 2	28	

R8年3月

月	火	水	木	金	土	日
					1	
2 2	3 2	4 2	5 2	6 2	7	8
9 2	10 2	11 2	12 2	13 2	14	15
16 2	17 2	18 2	19 2	20 2	21	22
23 2	24 2	25 2	26 2	27 2	28	29
30 2	31 2					

2月 18日 36回

3月 21日 42回

R8年4月

月	火	水	木	金	土	日
		1 2	2 2	3 2	4	5
6 2	7 2	8 2	9 2	10 2	11	12
13 2	14 2	15 2	16 2	17 2	18	19
20 2	21 2	22 2	23 2	24 2	25	26
27 2	28 2	29 2	30 2			

R8年5月

月	火	水	木	金	土	日
					1 2	3
4	5 2	6 2	7 2	8 2	9	10
11 2	12 2	13 2	14 2	15 2	16	17
18 2	19 2	20 2	21 2	22 2	23	24
25 2	26 2	27 2	28 2	29 2	30	31

4月 21日 42回

5月 18日 36回

R8年6月

月	火	水	木	金	土	日
1 2	2 2	3 2	4 2	5 2	6	7
8 2	9 2	10 2	11 2	12 2	13	14
15 2	16 2	17 2	18 2	19 2	20	21
22 2	23 2	24 2	25 2	26 2	27	28
29 2	30 2					

R8年7月

月	火	水	木	金	土	日
		1 2	2 2	3 2	4	5
6 2	7 2	8 2	9 2	10 2	11	12
13 2	14 2	15 2	16 2	17 2	18	19
20	21 2	22 2	23 2	24 2	25	26
27 2	28 2	29 2	30 2	31 2		

6月 22日 44回

7月 22日 44回

R8年8月

月	火	水	木	金	土	日
				1	2	
3 2	4 2	5 2	6 2	7 2	8	9
10 2	11	12 2	13 2	14 2	15	16
17 2	18 2	19 2	20 2	21 2	22	23
24 2	25 2	26 2	27 2	28 2	29	30
31 2						

R8年9月

月	火	水	木	金	土	日
	1 2	2 2	3 2	4 2	5	6
7 2	8 2	9 2	10 2	11 2	12	13
14 2	15 2	16 2	17 2	18 2	19	20
21 2	22 2	23 2	24 2	25 2	26	27
28 2	29 2	30 2				

8月 20日 40回

9月 19日 38回

令和8年度事業  
自治体名 神戸市

系統番号  
系統名 (2)名塩緑ヶ丘・名塩美  
山・生野高原(3~4便)

合計 243日 486回

R7年10月

月	火	水	木	金	土	日
		1 2	2 2	3 2	4	5
6 2	7 2	8 2	9 2	10 2	11	12
13 2	14 2	15 2	16 2	17 2	18	19
20 2	21 2	22 2	23 2	24 2	25	26
27 2	28 2	29 2	30 2	31 2		

R7年11月

月	火	水	木	金	土	日
					1	2
3 2	4 2	5 2	6 2	7 2	8	9
10 2	11 2	12 2	13 2	14 2	15	16
17 2	18 2	19 2	20 2	21 2	22	23
24 2	25 2	26 2	27 2	28 2	29	30

10月 22日 44回

11月 18日 36回

R7年12月

月	火	水	木	金	土	日
1 2	2 2	3 2	4 2	5 2	6	7
8 2	9 2	10 2	11 2	12	13	14
15 2	16 2	17 2	18 2	19 2	20	21
22 2	23 2	24 2	25 2	26 2	27	28
29 2	30 2	31 2				

R8年1月

月	火	水	木	金	土	日
				1	2	3
5 2	6 2	7 2	8 2	9 2	10	11
12 2	13 2	14 2	15 2	16 2	17	18
19 2	20 2	21 2	22 2	23 2	24	25
26 2	27 2	28 2	29 2	30	31	

12月 23日 46回

1月 19日 38回

R8年2月

月	火	水	木	金	土	日
					1	
2 2	3 2	4 2	5 2	6 2	7	8
9 2	10 2	11 2	12 2	13 2	14	15
16 2	17 2	18 2	19 2	20 2	21	22
23 2	24 2	25 2	26 2	27 2	28	

R8年3月

月	火	水	木	金	土	日
					1	
2 2	3 2	4 2	5 2	6 2	7	8
9 2	10 2	11 2	12 2	13 2	14	15
16 2	17 2	18 2	19 2	20 2	21	22
23 2	24 2	25 2	26 2	27 2	28	29
30 2	31 2					

2月 18日 36回

3月 21日 42回

R8年4月

月	火	水	木	金	土	日
		1 2	2 2	3 2	4	5
6 2	7 2	8 2	9 2	10 2	11	12
13 2	14 2	15 2	16 2	17 2	18	19
20 2	21 2	22 2	23 2	24 2	25	26
27 2	28 2	29 2	30 2			

R8年5月

月	火	水	木	金	土	日
				1 2	2	3
4 2	5 2	6 2	7 2	8 2	9	10
11 2	12 2	13 2	14 2	15 2	16	17
18 2	19 2	20 2	21 2	22 2	23	24
25 2	26 2	27 2	28 2	29 2	30	31

4月 21日 42回

5月 18日 36回

R8年6月

月	火	水	木	金	土	日
1 2	2 2	3 2	4 2	5 2	6	7
8 2	9 2	10 2	11 2	12 2	13	14
15 2	16 2	17 2	18 2	19 2	20	21
22 2	23 2	24 2	25 2	26 2	27	28
29 2	30 2					

R8年7月

月	火	水	木	金	土	日
		1 2	2 2	3 2	4	5
6 2	7 2	8 2	9 2	10 2	11	12
13 2	14 2	15 2	16 2	17 2	18	19
20 2	21 2	22 2	23 2	24 2	25	26
27 2	28 2	29 2	30 2	31 2		

6月 22日 44回

7月 22日 44回

R8年8月

月	火	水	木	金	土	日
				1	2	
3 2	4 2	5 2	6 2	7 2	8	9
10 2	11 2	12 2	13 2	14 2	15	16
17 2	18 2	19 2	20 2	21	22	23
24 2	25 2	26 2	27 2	28 2	29	30
31 2						

R8年9月

月	火	水	木	金	土	日
	1 2	2 2	3 2	4 2	5	6
7 2	8 2	9 2	10 2	11 2	12	13
14 2	15 2	16 2	17 2	18 2	19	20
21 2	22 2	23 2	24 2	25 2	26	27
28 2	29 2	30 2				

8月 20日 40回

9月 19日 38回

令和8年度事業	自治体名	神戸市
---------	------	-----

系統番号 系統名	(3)生野高原(早朝便)
-------------	--------------

合計 243日 243回

R7年10月

月	火	水	木	金	土	日
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

R7年11月

月	火	水	木	金	土	日
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30

10月 22日 22回

11月 18日 18回

R7年12月

月	火	水	木	金	土	日
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

R8年1月

月	火	水	木	金	土	日
				1	2	3
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

12月 23日 23回

1月 19日 19回

R8年2月

月	火	水	木	金	土	日
					1	
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	

R8年3月

月	火	水	木	金	土	日
					1	
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

2月 18日 18回

3月 21日 21回

R8年4月

月	火	水	木	金	土	日
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30			

R8年5月

月	火	水	木	金	土	日
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

4月 21日 21回

5月 18日 18回

R8年6月

月	火	水	木	金	土	日
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30					

R8年7月

月	火	水	木	金	土	日
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

6月 22日 22回

7月 22日 22回

R8年8月

月	火	水	木	金	土	日
				1	2	
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

R8年9月

月	火	水	木	金	土	日
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30				

8月 20日 20回

9月 19日 19回

令和8年度事業  
自治体名  
神戸市

系統番号  
系統名  
(4)名塩平成台・名塩緑ヶ丘・  
名塩美山・生野高原

合計  
243日 243回

R7年10月

月	火	水	木	金	土	日
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

R7年11月

月	火	水	木	金	土	日
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30

10月 22日 22回

11月 18日 18回

R7年12月

月	火	水	木	金	土	日
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

R8年1月

月	火	水	木	金	土	日
				1	2	3
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

12月 23日 23回

1月 19日 19回

R8年2月

月	火	水	木	金	土	日
					1	
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	

R8年3月

月	火	水	木	金	土	日
					1	
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

2月 18日 18回

3月 21日 21回

R8年4月

月	火	水	木	金	土	日
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30			

R8年5月

月	火	水	木	金	土	日
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

4月 21日 21回

5月 18日 18回

R8年6月

月	火	水	木	金	土	日
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30					

R8年7月

月	火	水	木	金	土	日
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

6月 22日 22回

7月 22日 22回

R8年8月

月	火	水	木	金	土	日
				1	2	
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

R8年9月

月	火	水	木	金	土	日
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30				

8月 20日 20回

9月 19日 19回

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

R9年度～計画期間最終年度については、R8年度事業から運行内容に変更がないため省略

R8年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	運送 継続 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該 当する要件 (別表7・9)	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
西宮市 ・神戸市	阪急タクシー 株式会社	(1) 名塩緑ヶ丘・名塩美 山・生野高原 (1～2便)	JR西宮 名塩駅	名塩緑ヶ丘・ 名塩美山・生 野高原	JR西宮 名塩駅	往 17.9km 復 (循環)	243日	486回			路線定期	②(2)	JR西宮名塩駅でJR宝塚線 と接続 阪急BUS赤坂喰バス停で 阪急バス有馬線と接続	③
		(2) 名塩緑ヶ丘・名塩美 山・生野高原 (3～4便)	JR西宮 名塩駅	名塩緑ヶ丘・ 名塩美山・生 野高原	JR西宮 名塩駅	往 17.9km 復 (循環)	243日	486回			路線定期	②(2)	JR西宮名塩駅でJR宝塚線 と接続 阪急BUS赤坂喰バス停で 阪急バス有馬線と接続	③
		(3) 生野高原(早朝便)	生野高浪 自治会館前	名塩美山	JR西宮 名塩駅	往 7.2km 復 km	243日	243回			路線定期	②(2)	JR西宮名塩駅でJR宝塚線 と接続 阪急BUS赤坂喰バス停で 阪急バス有馬線と接続	③
		(4) 名塩平成台・名塩 緑ヶ丘・名塩美山・生 野高原	JR西宮 名塩駅	名塩平成台・ 名塩緑ヶ丘・ 名塩美山・生 野高原	JR西宮 名塩駅	往 17.7km 復 (循環)	243日	243回			路線定期	②(2)	JR西宮名塩駅でJR宝塚線 と接続 阪急BUS赤坂喰バス停で 阪急バス有馬線と接続	③

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	神戸市
-------	-----

(単位:人)

	人口
人口集中地区以外	—
交通不便地域等	893

交通不便地域等の内訳

人口	対象地区	根拠法
893	神戸市北区道場町生野	局長指定

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び特例適用開始年度

計画名	策定年月日	特例適用開始年度
神戸市地域公共交通計画	2017年3月策定	

(1)記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に
3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7(ハ②(1))に掲げ
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指
6. 「特例適用開始年度」の欄は、地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客

(2)添付書類

1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。  
(ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可)